

東京都教職員研修センター人権教育資料センター  
ービデオテープ及びDVDの所外貸出規程ー

平成13年6月8日  
13研修セ第417号  
改正 平成16年3月22日  
15教セ究第92号  
改正 平成18年4月24日  
18教セ開第11号  
改正 平成21年11月12日  
21教セ開第53号  
改正 令和2年6月2日  
2教セ開第42号

(貸出対象)

第1条 貸出は、東京都に所在する官公署、学校及び、都民に対して行うものとする。

(貸出期間)

第2条 貸出期間は、貸出を受けた日から14日間とする。ただし、所長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(貸出手続)

第3条 貸出を受けようとする者は、事前に文書または電話で人権教育資料センターに申し込みをし、借用当日、所定の借用書を所長に提出しなければならない。なお、官公署、学校以外の者にあつては、氏名、住所または所属を証明するもの（運転免許証、健康保険証等）の提示を必要とする。

第4条 借用及び返還は、貸出を受けようとする者、又はその代理人の来所、もしくは郵送や都庁交換便により行うものとする。

(使用状況報告)

第5条 貸出を受けた者は、返還の際に所定の使用状況報告書を所長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第6条 貸出を受けた者が、貸出物件を紛失または損傷した場合には、所長は貸出を受けた者に対して、現品による賠償または貸出を受けた者の負担による修理をさせることができる。